

ID: 6

担当部署: 都市建設課

|  |  |         |       |
|--|--|---------|-------|
| 処分の概要  | 流水占用の許可  |         |       |
| 法令名<br>根拠条項  | 河川法 第100条において準用する第23条                            |         |       |
| 法令番号   | 昭和39年法律第167号                                     |         |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第23条の規定による。<br/>(流水の占用の許可)</p> <p>第23条 河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、次条に規定する発電のために河川の流水を占有しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)</p> <p>2 第23条(流水の占用の許可)</p> <p>(1) 審査基準</p> <p>河川の流水の占有並びにこれに関する第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。</p> <p>ア 水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。</p> <p>イ 申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。</p> <p>ウ 河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。</p> <p>エ 流水の占有のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が第26条第1項(工作物の新築等の許可)の審査基準を満たしているなど、水利使用により治水その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。</p> <p>オ 新規の場合は、新たな水源措置が講じられていること(慣行水利権を法定化する場合及び取水量と同量を河川に放流する場合を除く。)</p> |  |         |       |
| 標準処理期間   | 新規16日(県土整備事務所経由日数9日)更新13日(県土整備事務所経由日数6日)(通知による。) |         |       |
| 備考   |  |         |       |
| 設定年月日  | 令和3年10月1日  | 最終変更年月日 | 年 月 日 |